

世界盲人福祉協議会アジア委員会歩行訓練実務者会議報告書
(WCWB-Committee on Asian Affairs
Orientation & Mobility Working Group)

期 日 : 1981年3月19日—21日

会 場 : 山西福祉記念会館

(大阪市北区神山町11—12)

出席者

委員長 関 宏之（日本ライトハウス常務理事）

助言者（Coordinator）、ロパート・C・ジェイクル（ヘレンケラーインターナショナルリハビリテーション部長）

メンバー A 地域（日本、韓国、台湾、フィリピン、香港）代表

・南 時哲（韓国盲人リハビリテーション・センター所長）

・伍 家駒（香港盲人補導会）

B 地域（インドネシア、マレーシヤ、シンガポール、タイ、ビルマ、ラオス、ベトナム、カンボジア）代表

・レイモンド・チアム（シンガポール盲人援護協会）

・ムハマド・アミン（インドネシア・バンドン大学特殊教育学科・教員養成学科主任教授）

・イルハム・ホスニー（同・歩行訓練指導員）

C 地域（インド、スリランカ、バングラデシュ、ネパール、ブータン）代表

・リーナ・チャウダリ（インド盲人援護協会歩行指導員）

国際機関代表

1. スレッシュ・C・アフジャ（世界盲人福祉協議会アジア委員会委員長）

2. ケース・ホールドワース（オーストラリア盲導犬学校校長・世界盲人福祉協議会リハビリテーション部会・歩行訓練部長）

オブザーバー

1. 岩橋英行（日本ライトハウス理事長・世界盲人福祉協議会副会長）

2. 芝田裕一（日本ライトハウス職業生活訓練センター主任・歩行指導員）

本会開催の背景

本会は、1978年の第5回アジア会議において発案され、1979年のアントワープでの世界盲人福祉協議会において承認されたもので、名称を世界盲人福祉協議会アジア委員会歩行訓練実務者会議（Orientation & Mobility Working Group）という。

会議の討議内容

3日間の討議のうち、参加者は、以下の諸点について完全に一致点を見い出した。

1. 歩行訓練は、視覚障害者（児）の福祉・教育の必要不可欠なサービスである。

リハビリテーションや教育において、視覚障害者が独立的で自由に移動できるということが最も基本である。これらの機関において歩行訓練が実施されないようでは、リハビリテーションや教育の効果はないことに等しい。

2. 1967年から1975年まで、アメリカ海外盲人援護協会（AFOB）の極東支局は、東南アジア全域に対して、政府および民間団体に対して助言・技術協力をしてきた。多くのプログラムが行なわれたが、歩行訓練の指導員の養成が最も重要な意味をもっていた。しかし、同支局が閉鎖されて以来、このようなサービスも同時に終了し、アジア各国にとっては大きな損失となった。そして1975年以降は、リハビリテーションや歩行訓練についての技術的な援助は皆無となった。

現在アジアでは、日本、インドネシア、インドにおいて歩行訓練指導員の養成が行われているのみである。（AFOBの手によって着手されたものである）

3. アジア委員会の下部組織である。歩行訓練実務者会議は、同地域内、または地域間でかつてのAFOBの援助にかわるものと、自らの手で摸索しようとして組織されたものである。

4. 歩行訓練実務者会議の構成は図1のとおりである。

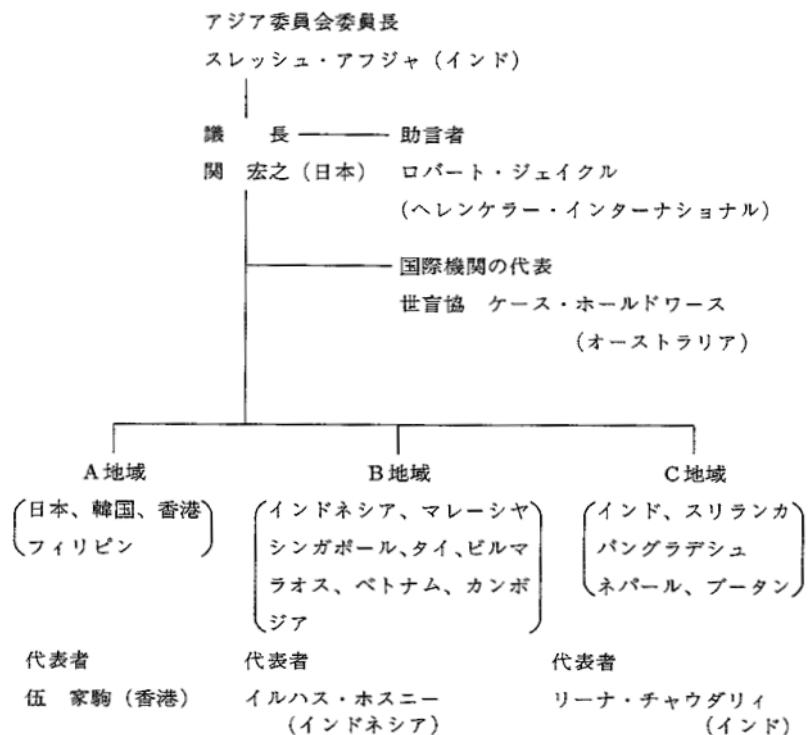


図1 実務者会議の構成

各地域からは、それぞれの国より2名の代表者を選出した。この基準は、歩行訓練士の養成に対して何らかの機関・機会を持つ国から選ばれた。

5. 各地におけるより詳細なデータを集積する。このために総合的な質問項目を作り、これを各地域の責任者が、自分の担当する地域内の各国に対して提出し具体的な協力体制を作る。
6. 歩行訓練の必要性を更に拡大して理解せしめるために、以下の二点が確認された。

A. 歩行訓練の拡大と発展のために、

- ① 歩行訓練の内容についての理解をもたせるための工夫。
- ② 歩行訓練の重要性を視覚障害者に知らせること。
- ③ 歩行訓練士の雇用と果す役割について一般に知らせること。

- ④. 歩行訓練のため又は、訓練を続行する上での必要な経費の捻出。
- B. 歩行訓練士の養成に向けて、現在の施設や資格を持つ者は、指導員の養成に参画する。
- これらの基本的事項の解決に向けて、以下の勧告がなされた。
- 勧告（全般的な事項について）**
1. 本会議は、日本国政府に対して全アジアを対象とした歩行訓練の展開と完遂を第一次機能とする施設の設立を要望する。
 2. 本会議は、アジア地域の歩行訓練の発展のために必要な行動をとる。
 - a. 歩行訓練についての映画等の紹介
(オーストラリアの援助)
 - b. マスメディアを通じて的一般的理解の喚起。
 - c. 各国政府・団体に対し、本会議の活動が歩行訓練の推進に必要なことを理解せしめる。
 - d. アジア委員会の会報 “The Asian Blind” を利用した会員国への教育。
 3. 本会議は、地域間（A、B、C）において歩行訓練士の養成にそって協力体制をとる。これには歩行訓練に着手していない地域の初步的訓練の導入、指導員のフォロー・アップ、地域間の交流学習などが含まれる。
 4. 本会議は、各国において行政官、衛生行政関係者、ボランティア等に対して短期間の歩行訓練実習をし、盲人の誘導の方法、単独歩行の意義と目的、専門分野間の交流等について理解をさせる。
 5. 本会議は、歩行訓練とは何かについて一定のガイドラインを設け、歩行訓練のスタンダードを作る。これによって歩行訓練士は、一定の訓練カリキュラムに沿って訓練が可能になる。
 6. 本会議は、同時にまた盲児に対する次のような訓練をも含むものである。
 - a. 歩行杖使用前の諸活動
 - b. 概念形成について
 - c. 感覚訓練について
 - d. 身体技能の向上について
- 勧告（地域に対して）**
- I. A地域
 1. 本会議は、日本が、特に立ち遅れているフィリピンに対して適切な養成機関を設置するために職員を派遣するか、又はフィリピンから招いて指導員を養成するよ

う願う。

2. 本会議は、日本およびヘレンケラー・インターナショナル（米国）が、韓国でこの夏に開かれる指導員の養成講習会を何らかの形で援助するよう願う。

II. B地域

1. B地域で最も優れたプログラムを持つインドネシアにおいて、パンドン大学の教員養成課程に設置された歩行訓練士の養成コースに参加できるよう各國政府に依頼する。
2. 特に仏教国で保護的色彩の強いタイで、歩行訓練あるいは訓練士の養成に対し、どのような要求や希望があるかアジア委員会委員長スレッシュ・アフジャは、彼の帰国の途に際し調査すること。
3. 本会議は、かつては歩行訓練においてすぐれた実績を持つマレーシヤ、シンガポールが、今日全く歩行訓練を行っていない現実に着目し、この問題を今年の10月アジア委員会会議において明確にする。

III. C地域

1. 本会議は、インドに対し近隣の諸国に対し今日、全く着手されていない国々のために歩行訓練サービスを行うことを願う。
2. 本会議は、インドに対し次の3点を願う。
 - a. 歩行訓練所の設置
 - b. C地域の歩行訓練所の設置
 - c. 指導員のための短期間訓練を実施すること。

結論

本会議に出席したメンバーは、以下の件について確認した。

1. 日本アイ・ビー・エム社に対し本会の開催に至る財政的援助をうけたことに深く感謝する。
2. 会議のために利用させていただいた山西福祉記念会館の快適な宿舎および様々なご支援に対し深く感謝する。
3. 日本ライトハウスの職員の会期中のお世話に対し感謝する。
4. 会期中この会議を取材し一般の人々に情報として伝えていただいた新聞社、テレビ、ラジオの放送関係者に対し深く感謝する。
5. 本会を成功裡に終えることが出来たことに対し、会議の準備、進行等に努力した日本ライトハウス岩橋理事長夫妻、開常務理事に対し深く感謝する。